

○矢巾町駐車場条例施行規則

平成21年 3 月 2 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、矢巾町駐車場条例（平成21年矢巾町条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の利用方法等)

第 2 条 駐車場に自動車を駐車する者（以下「使用者」という。（指定管理者が管理する場合にあっては「利用者」という。以下同じ。））は、自動車を駐車場に入庫させる際に、駐車場入場券（様式第 1 号）の交付を受けるものとする。

2 使用者は、駐車場から自動車を出庫させようとするときは、前項の規定により交付を受けた駐車場入場券を提出しなければならない。

(月額駐車券の交付等)

第 3 条 月額駐車券（様式第 2 号）の交付を受けようとする者は、月額駐車券交付申請書（様式第 3 号）を町長（指定管理者が管理する場合にあっては指定管理者）に提出しなければならない。

2 町長は、駐車場の利用状況等を勘案し、月額駐車券の発行を制限することができる。

3 月額駐車に係る駐車場使用料（以下「使用料」という。（指定管理者が管理する場合にあっては利用料金。以下同じ。））は、月額駐車券を交付する際に徴収する。

4 既に交付された月額駐車券は、再発行しない。ただし、月額駐車券を汚損し、又は破損した場合において、当該月額駐車券の交付を受けた者から申出があったときは、使用残月数について引換交換するものとする。

5 使用者は、月額駐車券に記載された有効期間が満了したときは、速やかに使用済みの月額駐車券を返却しなければならない。

(回数駐車券の発行等)

第 4 条 町長は、利用者の利便を図るため、回数駐車券（プリペイドカード）（様式第 4 号）を発行する。

2 回数駐車に係る使用料は、回数駐車券を発行する際に徴収する。

3 既に発行された回数駐車券は、再発行しない。

(使用料の減免)

第5条 条例第12条による使用料の減免を受けようとする者は、駐車場使用料減免申請書(様式第5号)を、町長に提出しなければならない。

(月額使用料の還付)

第6条 町長は、駐車場の供用を休止した場合又は特に必要と認める場合(以下「休止等」という。)は、次の各号に掲げる額を還付する。ただし、還付の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 休止等により駐車することができなくなった月にあつては、駐車できなくなった日数を30で除して得た数に、当該月額駐車使用料の1箇月の使用料を乗じて得た額

(2) 休止等により駐車できなくなった月の翌月以後にあつては、駐車できなくなった月数に、当該月額使用料の1箇月の使用料を乗じて得た額

2 前項の規定により月額使用料の還付を受けようとする者は、駐車場使用料還付請求書兼領収書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 第3条及び第4条の規定は、条例第3条の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第3条及び第4条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、様式第3号中「矢巾町長」とあるのは「矢巾町駐車場指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月1日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の本則に掲げるそれぞれの規則(次項において「各旧規則」という。)の規定により提出されている様式は、この規則による改正後の本則に掲げるそれぞれの規則の規定による様式とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に各旧規則の様式を用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

(表)

←	駐車場入場券(領収書)	
磁気情報部分		
矢巾町・矢幅駅西口駐車場		
入場番号	入場時間	
領収金額	領収時間	
注意事項		

(裏)

注意事項

備考

- 1 寸法は、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。

様式第2号(第3条関係)

(表)

←月額駐車券		
磁気情報部分		
契約番号	車両番号	契約者氏名
有効期間	年 月 年 月	から まで

(裏)

注意事項

様式第3号(第3条関係)

月額駐車券交付申請書

年 月 日

矢巾町長 殿

申請者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

月額駐車に係る駐車券の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 駐 車 場 名	
2 車 両 番 号	
3 使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
4 備 考	

様式第4号(第4条関係)

(表)

← 回数駐車券(プリペイドカード)	
磁気情報部分	
度数・金額	
0 100 200 300 400 500 600 700 800	… 左は度数を表示
注意事項 矢巾町・矢幅駅西口駐車場	

(裏)

注意事項

備考

- 1 寸法は、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。

様式第5号(第5条関係)

駐車場使用料減免申請書

年 月 日

矢巾町長 殿

申請者	住所又は所在地	
	氏名又は代表者	
	電 話 番 号	

駐車場使用料の減免を次のとおり申請します。

1 駐車場名	
2 減免理由	1 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車するため。 2 国又は地方公共団体の業務を行う車両を駐車するため。 3 駐車場の維持管理の業務を行う車両を駐車するため。 4 その他の事由
3 車両番号	
4 駐車台数	
5 駐車区画	
6 使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
7 備 考	

様式第6号(第6条関係)

駐車場使用料還付請求書兼領収書

年 月 日

矢巾町長 殿

申請者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

月額駐車に係る既納の駐車場使用料の還付を次のとおり申請します。

1 駐 車 場 名			
2 休 止 等 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 休 止 等 の 事 由			
4 還 付 金 額			
5 還 付 金 受 取 口 座 (ゆうちょ銀行を除く)	金 融 機 関 名		
	口 座 番 号		
	口 座 名 義 人		

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 3 条関係）

様式第 4 号（第 4 条関係）

様式第 5 号（第 5 条関係）

（令 3 規則30・一部改正）

様式第 6 号（第 6 条関係）

（令 3 規則30・一部改正）